

第5回 門真市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年6月2日（月） 午後2時～午後3時

場 所：門真市役所 本館2階 大会議室

出席者：合田 誠、須河内 貢、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、嶋岡 由紀、
今村 孝子、澤田 順一、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、内藤 弘子、清水 光子、
栗原 弓子、梶井 常和

事務局：教育委員会事務局こども未来部…河合部長、大矢次長

教育委員会事務局学校教育部…満永総括参事

こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、山中上席主査、難波係員、山本係員

子育て支援課…三宅課長、中谷課長補佐

保育幼稚園課…森田課長、花城課長補佐

傍聴者：3名

次 第

はじめに：1. 教育長挨拶

2. 委員紹介

議 題：1. 門真市子ども・子育て会議公開要領の一部改正について

2. これまでの経過と今後のスケジュールについて

3. 特定教育・保育及び特定地域型保育に係る確認基準について

4. 放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営基準について

5. その他

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（教育長挨拶）

（委員紹介）

（委員長挨拶）

（1）門真市子ども・子育て会議公開要領の一部改正について

事務局：それでは、議題1についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

第1回の会議の際に、この会議に関する公開要領をお諮りいたしましたが、この4月の機構改革により、事務局が健康福祉部福祉政策課より教育委員会事務局こども未来部こども政策課へと変更となりましたので、公開要領につきましても、所要の改正を行わせていただきたいと考えております。説明については以上でございます。

委員長：ありがとうございました。今の事務局より説明がありましたが、今回の改正については、機構改革に伴う課名の変更ということでございます。何かご質問、ご意見ございますか。

（異議なし）

では、次に進めさせていただきたいと思います。続きまして、議題2これまでの経過と今後のスケジュールについて、事務局より説明をよろしく申し上げます。

(2) これまでの経過と今後のスケジュールについて

事務局：それでは、議題2についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

この資料は、今回の計画策定に関する流れを概要としてまとめております。左2列分は、昨年度までの経過をまとめております。また、一番右の列には、今年度の検討及び実施内容を記載しております。今年度の計画策定といたしましては、前年度から線で繋がっております計画の骨子案の作成から始まり、昨年度3月に設定しました量の見込みに対しての確保方策の検討を行うこととなっております。具体的には、「10.」に記載しております幼児期の教育・保育をはじめとした各事業の今後5年間における実施体制及び実施時期を検討することとなります。来年度から新制度が始まりますので、新制度部分の検討を先に行い、その後、新制度以外の子育て支援施策の検討を行った上で計画案としてまとめていくこととなります。この会議といたしましては、その計画案がまとまった段階で答申をいただき、その後、市でパブリックコメントを行った上で、最終的な計画策定となります。一方で、計画に関連する内容といたしまして、一番上の※印に記載しております「基準の検討」につきましても、この会議でお諮りしたいと考えております。資料に記載しております①～④の4つの基準につきましては、新制度において認可等の事務を市町村で行いますことから、そのための客観的な基準を定めるものでございます。これらにつきましても今年度の検討事項となっております。

合わせて、資料3をご覧ください。この資料には、先ほどの検討を実施していく上での今後の予定時期を記載しております。計画策定については、(3)をご覧ください。③計画案の作成として、7月までを確保方策の検討時期としており、その後11月頃までの間計画案の検討を行ってまいります。さらに、12月には、その案に対するパブリックコメントを実施し、3月末を目途に計画策定となります。

また、先ほどの基準の検討については、その下の(4)部分に記載しています。基準については、来年度の当初より新制度に移行するため、早ければ10月から事務を行っていく予定でございますので、9月末までに議会での条例議決も含めた決定を行っていく必要がございます。そのために、6月末までをいったんの検討期間といたしまして、その案を計画案と同様にパブリックコメントを実施いたします。

また、それらの検討を行うために、一番下の(5)審議予定として、この門真市子ども・子育て会議の開催予定を記載しております。資料の中ほど右側部分に今年度4回予定しております会議での審議予定内容についても記載しております。先ず、6月末までの第5回、第6回を使いまして、各基準案の検討を行います。なお、今回の第5回につきましては、4つの基準案のうち、特定教育・保育及び特定地域型保育に係る確認基準、放課後健全育成事業に係る設備及び運営基準の検討を行います。残る2つの基準検討につきましては、次回第6回の会議での検討事項となっております。また、合わせまして、第6回では可能な限り、確保方策の内、地域子ども・子育て支援事業に関する検討も行

いたいと考えております。第7回につきましては、確保方策の検討を中心に行い、第8回では、最終的な計画案の検討を予定しております。

議題2の説明につきましては、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。只今、事務局から今後のこの会議の検討の流れを中心に説明がありました。今年度は、先ず今回と次回の会議で主に新制度を進めるにあたっての各基準の検討を行い、その後、昨年度末に皆様方と確認させていただきました量の見込みに対する確保方策ということで検討を進め、年度末に向けて全体の計画案を仕上げていくという流れになったということでございます。ここで今の説明に対してご意見やご質問等ございましたらよろしくお願いします。

邨橋委員：上程される条例案というのは、事前に見せていただくことはできるのでしょうか。

事務局：条例案、条例そのものということでございますか。条例の案が、案の文章そのままではないとは思いますが、パブリックコメントの段階ではそれを一般的に公開いたします。条例案そのものにつきましては、必要であればお示しさせていただきます。

邨橋委員：是非見せていただければ、このような形で進んでいるということが整理できると思いますので、よろしくお願いします。

委員長：他の委員はよろしいでしょうか。特に無いということであれば、今までの振り返り及び今後の流れをご理解いただいたということで、次に進めさせていただきます。続きまして議題3 特定教育・保育及び特定地域型保育に係る確認基準について、事務局から説明をお願いいたします。

（3）特定教育・保育及び特定地域型保育に係る確認基準について

事務局：それでは、議題3についてご説明いたします。資料4の1ページをご覧ください。

このページには、今回の議題の前提となる「認可」と「確認」の関係について記載しております。はじめに、左半分の「認可」についてですが、認定こども園をはじめとした各教育・保育に係る施設や事業を行うためには、まず認可基準を満たしているかどうかを照合する「認可」が必要になります。この認可手続きにつきましては、認定こども園、幼稚園、保育所につきましては大阪府、小規模保育事業をはじめとした特定地域型保育事業につきましては、門真市が認可を行っていくこととなります。

その認可を受けた施設・事業者に対し、新制度から新たに「確認」という手続きを行うこととなっております。この「確認」の内容といたしましては、すぐ下に記載しておりますとおり、給付の実施主体である市町村が、給付の対象となる施設・事業者を確認することとなります。

新制度では、市町村が各事業における利用者数などを計画に記載し、その内容に基づき各事業を進めていくこととなりますので、認可施設が計画に基づいた実施内容となるかどうかの確認、計画策定した市町村が行っていく必要があります。その確認においては、計画で見込んでいる数の確認を行っていくことと合わせまして、給付施設に運営上の一定の質を確保するための基準に適合するかについても確認を行うこととなっております。先ほどの「認可」と「確認」を受けて、初めて各施設等は給付制度による教育・保育の

提供を行うこととなります。

この市町村が行う「確認」のための、門真市としての基準を定めるため、今回「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について議題としております。

2ページをご覧ください。こちらに記載しておりますとおり、認可については、施設によって認可権者が分かれておりますが、確認についてはすべての施設・事業に関して、市町村が行っていくこととなっております。

次に、3ページをご覧ください。このページ以降に具体的な基準項目を記載しております。この基準項目及び基準案につきましては、国より基準案が示され、それに基づいて市町村が基準を定めることとなっております。この国から示された基準項目には、2つの分類があり、1つ目が「従うべき基準」、2つ目が「参酌すべき基準」となっております。「従うべき基準」につきましては、基本的には異なる内容を定めることは許されないものとなっており、対象といたしましては、子どもの処遇や秘密の保持、また健全な発達に密接に関連する項目が該当いたします。なお、基準一覧のうち「従うべき基準」につきましては、網をかけて表示しております。また、それ以外の項目につきましては、「参酌すべき基準」となっており、各地域の実情に応じて変更すべき理由がある際には、異なる内容としてよい内容となっております。また、この基準一覧につきましては、事務局において一定の整理をさせていただいた上でまとめたものとなりますが、詳細を記載した国の内閣府令を参考資料2としてお配りしておりますので、この場でお知らせいたします。

資料4に戻ります。基準項目を大きく分類いたしますと、5つの項目に分類され、先ず1つ目が利用定員に関するものでございます。利用定員に関しましては、ほぼ「従うべき基準」となっておりますが、「3」の例外的にやむを得ない場合に利用定員を超えてよいとする項目のみが「参酌すべき基準」となっております。2つ目が、利用開始に関するものでございます。この中では、「5」の一部をはじめとした、保護者が利用の申し込みを行う際の措置、必要な支援について「参酌すべき基準」として位置づけられております。なお、「6」として利用の際に市町村が行う利用調整に可能な限り協力することが「従うべき基準」とされております。

次に、「9」以降が、3つ目の教育・保育の提供に関するものとなっております。教育・保育を提供する際に、子どもの心身の状況を把握することや、小学校などの関係機関や地域との連携・交流に努めること、提供の記録を整備することなどが「参酌すべき基準」となっております。また、「12」として地域型保育の3歳児以降の受け入れ先として、基本的には連携施設を持つよう努めること、提供の際には幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づいたものとするなどが「従うべき基準」とされております。

さらに、4つ目の分類といたしましては、6ページ「22」以降の管理・運営に関するものでございます。「22」の施設運営について運営規程を定めること、またその内容を施設の見やすい場所に掲示することをはじめとした保護者への必要な情報の提供や苦情解決窓口等の設置についての項目が、「参酌すべき基準」となっております。また、「従うべき基準」といたしましては、子どもに対して、差別的な取扱い、虐待を行わないこと、

子どもやその家族の秘密の保持や事故発生の防止などが挙げられております。

それ以降は、その他の項目でございますが説明は割愛させていただきます。

これらの基準につきましては、国に準じたものとしたいと考えております。長くなりましたが、説明は以上でございます。

委員長：ありがとうございました。只今、事務局から特定教育・保育及び特定地域型保育に係る確認基準についての説明がありました。この基準内容につきましては、今説明ありましたとおり、現在、通知などによって運用されているかと思いますが、今後施設型給付などの対象として行くために、認可手続きに加えて市としても確認を行って行くことになります。また、基準の中には従うべき基準と参酌すべき基準があり、従うべき基準につきましては、原則的に国の基準を準用しますので、原則ということになります。参酌すべき基準については、市で特別な事情があれば変更できるもので、その前提として事務局案としては、国に準じた基準とするという説明がありました。今の説明で、教育・保育の現場での関わり、その強弱によっていろいろあるかと思いますが、それぞれの立場から、客観的に見られて、門真市の実情・実態から見て、国の基準を変更しなければならない、または今の説明に対するご質問ご意見ありましたら、この場でお受けしたいと思います。皆様方がいかがでしょうか。

吉兼委員：いろんな市町村によって様々な実情があるかと思うのですが、これは門真の実情に合うようなものでしょうか。

事務局：今回お示ししている内容につきましては、国が示した基準どおりの内容として提示させていただいております。

吉兼委員：それは分かりますが、門真の実情と言ったら我々是他市と比べて見なければ分かりません。国の基準を準用したと言われましたが、これは門真の実情にあったように書いておられるのかどうかをお伺いしたいと思いました。

事務局：国の基準ではありますが、門真に置き換えた時に、支障が無いかという事に関しては、庁内では保育幼稚園課とも協議の上で確認をさせていただいて、この基準を書かせていただいておりますので、事務局として現時点では支障がないものと考えております。

吉兼委員：おっしゃられる意味は分かりますが、大体実情に合うような形でこれはまとめてあるのですね。

事務局：はい。そういう意味で載せていますので門真の実情と合わせて、また現状とも照らし合わせた上で適合するかどうかということを確認させていただいて、国の基準に準じた形にする案をお示ししていますので、それはこちらの方でも確認をさせていただいております。

委員長：他の委員はいかがでしょう。

内藤委員：読んでよく分からないのですが、「特定」という言葉はどのような意味なのでしょう。

委員長：特定教育保育施設の「特定」ということですか。

事務局：「特定」と言いますのは、一般的に今回新制度上と言いますか、新制度上の給付を受ける幼稚園や保育所がある一方で、現在の私立幼稚園などですと、私学助成を受けて運営をされているのですが、制度の給付対象とならない幼稚園というのも今後出てきます。そうなった際に他の施設と新制度の給付対象施設というのを区別するために、一般的

教育・保育施設という言い方と、確認を受けて新制度の給付対象施設ということで、確認を受けていれば「特定」が付くということで、区別をしております。「特定」が付くということは、こちらの確認基準に適合した上で、給付制度の対象となる施設であるという意味の「特定」ということで使い分けています。

内藤委員：「特定」でない、自由に教育内容の基準や利用するための基準などを決めている所も今後残っていくということですね。「特定」と付かない施設は、門真にはどれくらいあるのですか。

委員長：それは今後検討していくことになります。

内藤委員：ありがとうございます。

委員長：自由になるとおっしゃいましたが、幼稚園・保育所は、国の基準がきちんと示されております。例えば、幼稚園教育要領や保育所保育指針その基準に基づいた形で、認可されている所は既に運営されていますので、好き勝手自由にとすることは基本的に認められていません。今回の新制度での給付対象施設は、「特定」という「認可・確認」を受けて、この施設は「特定」というグループに、それに乗らない施設は従来どおりの運営になる。そのように理解していただければと思います。

内藤委員：「特定」というのは、これからできる施設のことを指すのですね。

委員長：そうです。これからの話になります。

事務局：少し補足させていただきます。今からできる施設も勿論含まれるのですが、現行の施設が新制度の給付に移行されるパターンもありますので、それも含めてということになります。よろしくお願いします。

川西委員：初歩的な質問ですが、特定地域型保育事業の業者などは、今までのものとは違い認可ではなく、確認だけで支給されるということですか。

事務局：全ての施設が先ず認可を受けるという中に、新たに確認という作業が入るということです。

川西委員：特定地域型保育事業も認可を受けるということですね。

事務局：そうです。

川西委員：わかりました。認可なしで確認だけの場合、罰則等した場合に、取消などの規定がないことになるので、認可が必要ではないかと思いました。実際は、認可された後、更に市の方で確認ということですね。

事務局：そうです。

邨橋委員：この確認基準ですが、法的に確定できていないものもあるのかなと思いますが、例えば、7ページの会計区分ですが、特定教育・保育事業を区分しなければならないという区分1つとっても、会計基準を全く別にするのか、あるいは幼稚園の中の附帯事業として認めていくのかという区分の仕方も有るわけで、そちらの方はこれから先の話し合いということになる事が多いのですか。

事務局：そうです。実際に各施設や事業者が行っていただく時の詳細手順等については国から示されると聞いていますが、その辺りはまだ確定していない部分があります。しないといけないということに関しては、このとおり基準が出ておりますので、それに関しては今決めておかないといけないということでございます。

郵橋委員：ちなみにその会計基準というのは、税金を使ってやっている事業なので、きっちり見て行かないとダメということで、国から基準が示されると思いますが、その都度少しずつ明確になってくると考えればよいわけですね。

事務局：はい。

委員長：他にはよろしいでしょうか。大体意見が出たようだと思いますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。続きまして、議題４の放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準について、事務局より説明をお願いします。

（４）放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営に関する基準について

事務局：それでは、議題４についてご説明いたします。資料５をご覧ください。

１ページには、放課後児童健全育成事業、所謂、放課後児童クラブについての概要などを記載しております。はじめに、（１）この基準を策定する背景についてですが、現在、本事業につきましては、国が定めた「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、運営をしておりますが、子ども・子育て関連３法の制定に伴い、市町村において設備及び運営基準を定めることとなりますので必要な水準の確保を行うものでございます。

（２）現状の事業概要でございますが、児童に対し遊びと生活の場を与えるとともに異なる学年児童の集団活動を推進し、放課後の児童の健全育成を図る目的で実施しております。開設日等といたしましては、平日は放課後から午後６時までの５時間、土曜日や休業日については午前８時３０分から午後６時までの９時間半の運営を行っております。利用料金は、一律月額４,５００円で、登録児童数は平成２５年５月１日現在は１,３４２人でございます。参考までに平成２６年４月１日の登録児童数は１,３６４人でございます。右側部分の設置形態でございますが、門真みらい小学校をはじめとした１３クラブでは、放課後児童クラブの専用施設を設置し、その他の１９クラブにつきましては、小学校の余裕教室を利用しております。運営につきましては、現在、社会福祉法人及び学校法人７事業者に委託し運営を行っております。登録児童数別のクラブ数は記載しているとおりでございます。

（３）には、議題３の確認基準と同様に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の考え方を記載しております。この放課後児童健全育成事業に係る基準につきましては、職員配置のみが「従うべき基準」で、それ以外の項目については「参酌すべき基準」となっております。

３ページ以降に基準項目の一覧を記載しております。放課後児童クラブにつきましては、現状も国のガイドラインに基づいた運用を行っておりますので、その内容及び市の現状を比較したものを記載しております。右側から２列目に市の現状に関する備考欄を設けておりますが、現在の運用をそのまま移行し、影響の少ないものについては何も記載しておりません。一方で、少し変更がある場所など特記事項がある場合には、それぞれ記載をしており、この部分を中心に説明をさせていただきます。

初めに第５条をご覧ください。現在のガイドラインでは、小学校１年生から３年生となっているのが、新制度では６年生までに対象が拡大されております。本市では、現状に

おきましても6年生までの受け入れを行っておりますが、現在、受け入れを行っていない私立小学校や支援学校に通う児童については、今後も対象を拡大して実施していくこととなります。

次に、第9条 設備の基準についてですが、国の基準では生活の場と静養の場をそれぞれ設けることとされていますが、現在、本市で専用の静養スペースを設けているのは1か所のみでございます。また、面積につきましては、児童一人あたりおおむね1.65㎡以上となっておりますが、現状、各クラブの面積を定員で割り戻すと、1.65㎡未満のクラブが9クラブとなっております。なお、その9クラブにつきましては、比較的利用人数が少ないため、運用面で影響の少ない運営を行っている状況でございます。

いずれの基準にいたしましても、国の基準に準ずるものといえますが、必要に応じて検討を行ってまいります。続きまして、第10条の下部分の支援の単位についてでございます。1クラブあたりの児童の数は、おおむね40人以下という国の基準に対して、現状本市においても1クラブあたりの定員を40人として運用しておりますが、登録数が41人以上のクラブが18クラブとなっております。なお、これらのクラブの日々の利用数はおおむね40人となっております。続きまして、第18条をご覧ください。ここでは、開所時間及び日数について、国は開設時間を休業日は8時間以上、平日は3時間以上、開設日数を年間250日以上と規定しておりますが、本市では、それを上回る運営をしており、開設時間につきましては、休業日は9時間半、平日は5時間、開設日数につきましては、年間294日の運営を行っております。今後の基準としては、国基準を最低基準と定めたいと考えておりますが、市の事業としては現状どおりの運営を行っていく予定としております。各項目についての説明は以上ですが、基本的に国の基準に準じた形で市の基準を定めたいと考えており、今後はその基準に合わせた運営を行っていくことが必要となります。説明については、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。只今、事務局から放課後児童健全育成事業、所謂、放課後児童クラブの設備及び運営基準についての説明がありました。放課後児童クラブにつきましては、現在、既に国のガイドラインでの運用がありますので、焦点が絞りがやすく、ポイントを絞って説明していただいたと思います。現在の運用と比較すると、今の説明でもありましたが、一部拡大拡充が必要となる項目もあるとのことでしたが、国の基準を門真市で最低基準として今後の運営を行っていききたいということでした。ここで質問ご意見等ありましたらお願いします。

内藤委員：2点あります。まず、3ページ第5条支援対象、これは昼間保護者が家庭にいたら預けられないのですか。家庭にいても預けたい場合、例えばいろいろな理由があると思いますが、介護していたりとか、赤ちゃんが生まれたばかりであるとか、様々な事情があると思います。それともう1点は利用料金の月額4,500円という金額なのですが、これは変わることはあるのですか。

事務局：まず、支援対象の話ですが、基準としては昼間家庭にいない者ということで、それは優先的に入っていただくということにはなります。現状、門真市の事業としては、それ以外の方も利用できるというようにさせていただいておりますので、それについてはそのままということで考えております。

内藤委員：ここに昼間家庭にいない者と書いてしまうと違うのかなと思います。支援対象を現状そう
うで、国の基準に適合するのであれば、その他というのも記載しておいていただいた方が
よいのではないかと思います。また、子ども・子育て支援でも目的には合うのではない
かと思います。

事務局：国基準ではそのように示されたということですが、これは最低基準になりますので運用
上拡大することは可能だと思いますので、その辺りは今後検討させていただきたいと思
います。

内藤委員：利用料金についてはどうなるのですか。

事務局：月額 4,500 円の金額については、今回の基準とは別の話になります。今回は、利用料金
が上がる・下がるという話ではありません。

委員長：他にはよろしいでしょうか。

川西委員：登録児童数が 1,342 名で、現在、国基準を満たして、結構なことです。よく言われま
すが、待機児童は門真市にいますか。それは把握されていますか。

事務局：現状、待機児童もごぞいます。

川西委員：待機児童がいる場合に、現在の施設や業者に依頼する数など、そのような事を、待機児
童を無しにするためにももう少し規約を充実していけるような手段は考えておられるので
すか。

事務局：今後ですが、門真市の現状としましては、他市に比べて放課後児童クラブの人気の高い
ということもごぞいます。そういう中で待機児童も出て来ているという現状がごぞいま
すので、様々な観点からそれを何とかして受け入れていく方策を考えていく必要がある
と考えています。

川西委員：それについては、今回は関係なく、別の機会で作るということですか。

事務局：今回は基準の話でごぞいますので、今後、確保策という議題が出てまいりますので、そ
の時にはそういった内容で議論されるものと考えております。

委員長：他にはいかがでしょうか。

邨橋委員：基準の中には出ていないのですが、私共も放課後児童クラブをやらせていただいている
のですが、面積基準 1.65 m²以上という決まりがあるかと思うのですが、ここは概ねと言
うことで、大きく問題はないかと思います。ただ、今年度から機構改革により教育委員
会に移りましたので、例えば、使える部屋を隣り合わせの部屋で使えるようにしていた
だけると、一部屋増えることによって受け入れする子どもたちも増やす事ができます。
しかし、それが離れた部屋となると、全然違う部屋になってしまうので、確実にそこに
何人かの先生が移ってしまうということで、人数に合わせた定員では運営しきれない
という問題が出てきているという事をご検討いただきたい。それともう 1 点として、そこ
にいる指導員の人数です。普通は、何人が在籍しているから何人配置ということで配置
していますが、突然休みが入った先生の場合、必ず実績主義と言うことでそれを補わな
いといけません。先生が時間になっても来なくて、どうしたのか電話をし、休みますと
言う事になった場合に、その先生を確保するというのは難しいです。当然休むという前
提でないと思うので、その辺については余裕の持てるような体制を是非行っていただき
たいということをお願いしたいと思います。その日の子どもが来る時間になって、先生

がないから電話をすると今日はみんな予定を入れていますということで、確保ができない。先生が1人休んだからといって、少ないから注意されるというような状態になってしまうわけです。そこをもう少し柔軟に対応できるような体制になっていただいた方が、児童クラブの運営がスムーズに流れるのではないかと思います。これは基準ではないと思いますが、運営面で是非考えていただけたらありがたいと思います。

委員長：要望的な現状を踏まえた上でのご意見だったと思います。事務局がそれを受けて検討していただくことでよいでしょうか。

事務局：先程のスペースの確保のところの体制の話、これは今後の検討課題と考えさせていただきます。

邨橋委員：それともう1つ、登録人数についてですが、おそらく上限40人となっています。例えば、問題を抱えているお子さんがいらっしゃるって、学校としてもできたら受け入れて欲しいという要望があるケースもあります。その場合、上限40人という枠の中で学齢が高いからといって受けられないというのも問題かなと思いますので、そこも柔軟にしてあげたらよいのではないかと思います。私たちも学校の先生と担任と密接に連絡を取りながら行っているんで、例えば、一時的に違う施設へ行くということになった場合、その子ども自身が、自分が行っている学校と違うところに行かなければならないということになり、落ち着かない。1人オーバーしてでも受けられるような、柔軟性を考えていただけたらと思います。

委員長：具体的なところでご意見いただきました。事務局は、また検討課題としてお願いします。

山根委員：今回は初めて、福祉と教育が1つになるということで、多少合わない所も出てきたのではないかと思います。大変だと思いますが、いろんなご意見がたくさんありますので、それを1つ1つ良くなるように頑張っていただきたいと思います。お願いします。

委員長：教育と福祉が1つになって行くことに対して、現場は大変だと思いますということで、よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

内藤委員：学年の途中から申し込むということもできるのですか。

事務局：できます。

内藤委員：途中で辞めたりもできるのですか。

事務局：できます。

委員長：他にはよろしいでしょうか。

それでは、それぞれに委員の皆さま方の意見が出たかと思います。無いようでしたら本日の議題は以上でございます。本日の審議を簡単にまとめさせていただきますと、事務局から大きな2つの基準と言うことの説明があったと思いますが、委員の方から門真市独自の独自性というところの質問意見として出ましたが、大きく言いますと、一定の国の基準ということを踏襲する方向で進んでいくというような話が、事務局より出たかと思っています。よって門真市としましても、その国の基準という事を前提としながら、今後の検討に入っていくという形で各委員の皆さまのご了承、ご理解いただけたらありがたいと思います。それでは最後に事務局からその他として何かございましたらお願いします。

(5) その他

事務局：事務局より今後の予定につきましてお知らせさせていただきます。本日の開催通知に少し記載しておりましたとおり、次回、第6回門真市子ども・子育て会議は6月30日月曜日午後2時から本日より同じこの会場で開催を予定しております。後日改めて、開催通知を送付させていただきますので、皆様ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

(国資料・動向について)

邨橋委員：私立幼稚園の場合、幼稚園の設置につきましては100%個人の財産を寄付して作っている訳です。保育園などは建物についても補助があるのですが、幼稚園は全額寄付で行っており、一旦築いたものが経営不振になった時は、その財産を国の方に没収されるという形になります。やはり、幼稚園をつくるという時に、こういう子どもに育てたいということをいろいろ考えて作っているの、経営的に安定することが重要になります。今回、長期に渡ってやっていく時に新しい制度に入った方が、安定するのか、保護者にとってよいのか、あるいは子どもたちがみんな同じように門真市の中で育ていける状況ができていくのかということを考えた場合に、私立幼稚園というのは、運営費1つをとっても仮の単価しか出ていないわけです。どの程度の総額になるのかということもまだ分からない状況で、認定こども園になるかならないか、施設型の幼稚園として残るのか、あるいは今までの幼稚園として私学助成のまま残るのかというような決定をしなくてはなりません。そういう意味では是非早めに決めていただけることは決めていただきたいです。例えば、その決定をするにあたり、給食設備が求められる訳です。認定こども園に移行するにあたって、全幼稚園が給食設備を持っているということであればよいのですが、無い所も半数ほどあります。条件として給食設備を求められているのであれば、給食設備を作る事ができない限り、手を挙げたくても挙げれないという状況も考えられます。できるだけこの会議の中で、門真の子どもたちの為にどうしていったらよいのか、また、それをできるだけ早くするためにはどうしていくべきなのかを委員の皆様と考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

内藤委員：今の話で気になっていたのですが、施設整備に多額のお金をかけて、認定こども園としてスタートしたのに、運営が思うようにいかなくて、経営不振になるという事ではいけないと思います。また一番困るのは、子ども達や保護者です。そのあたりで、施設への支援策をしっかりとっておくというのも必要です。それでも不安はあると思います。

邨橋委員：公立でも給食室がなければ、保育園と合併するなどいろんな形があると思います。かなり細かい体制になってくるので、全体をここでお話することは難しいと思うのですが、できるだけ早い内にお話して、このような条件ではどうですかという仮の案をこの会議の中で皆様に聞いていただいてお話できるような場が設けられたらよいと思います。また、必ずこれをしてくださいということではありません。それぐらい私立の幼稚園では、今の状況では前に進むのも、そのまま残るのもどちらも暗闇みたいな状況にい

るという事を、ご理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員長：私立の幼稚園が置かれている立場は、まさに今説明していただいたとおりで、今後の方策についてどうするのか、心の叫びと理解しております。だから、この場で議論できることは、どんどん議論させていただくという所存でございます。どうもありがとうございます。

邨橋委員：ありがとうございます。

委員長：それでは、以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきたいと思います。皆様方長時間どうもありがとうございました。次回の6月30日もよろしくお願いいたします。

<閉会>